

(別紙)

農林水産省行政文書管理規則（平成 23 年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第 1 号）一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（秘密文書の管理） 第 2 5 条 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要するもの（特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次に掲げる種類に区分し、指定する。 （1）極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書 （2）秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む行政文書 2 ～ 1 1 （略） （特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理） 第 2 6 条 （略） <u>2 重要経済安保情報を記録する行政文書については、重要経済安保情報保護関係法令等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 3 1 日閣議決定）並びに同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた農林水産省重要経済安保情報保護規程（令和 7 年農林水産省訓令第○号）、林野庁重要経済安保情報保護規程（令和 7 年林野庁訓令第○号）及び水産庁重要経済安保情報保護規程（令和 7 年水産庁訓令第○号）をいう。別表第 2 において同じ。）に定めるもののほか、この訓令に基づき管理するものとする。</u> 別表第 2 （第 1 9 条関係） 保存期間満了時の措置の設定基準	（秘密文書の管理） 第 2 5 条 公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要するもの（特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次に掲げる種類に区分し、指定する。 （1）極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書 （2）秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む行政文書 2 ～ 1 1 （略） （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） 第 2 6 条 （略） （新設） 別表第 2 （第 1 9 条関係） 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 (略) (6) <u>重要経済安保情報を記録する行政文書</u> <u>重要経済安保情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、重要経済安保情報保護関係法令等を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u> <u>(7)</u> (1) から <u>(6)</u> までに記載のない文書 (1) から <u>(6)</u> までに記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各文書管理者において個別に判断するものとする。 <u>(8)</u> (略)	1 基本的考え方 (略) 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 (略) (新設) <u>(6)</u> (1) から <u>(5)</u> までに記載のない文書 (1) から <u>(5)</u> までに記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各文書管理者において個別に判断するものとする。 <u>(7)</u> (略)
--	---

附 則

この訓令は、令和7年5月16日から施行する。